

令和4年5月24日
あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策における施設等の使用料等の還付
の取扱いの廃止について

あきる野市新型コロナウイルス感染症対策本部において、下記のとおり決定した。

記

東京都のリバウンド警戒期間が終了したことに伴い、あきる野市感染症対策本部において、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症の感染防止のために施設等の使用をやむを得ず取り消した場合の使用料等の全額還付の取扱い」は、令和4年5月31日をもって廃止する。